

公開空地等のみどりづくり指針

19 都市基施第 74 号
平成 19 年 5 月 31 日

(目的)

第 1 条 この指針は、大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めるとともに、事業者が東京都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一) 事業者

第 4 条の各号に掲げる制度を活用して大規模建築物等の建築等を行おうとする者をいう。

(二) 公開空地等

第 4 条の各号に掲げる制度を活用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放される部分をいう。

(三) みどり

樹木などの緑に覆われた土地と、広場やグラウンド、水面等のオープンスペースとを合わせたものをいう。

(目標)

第 3 条 事業者は、公開空地等の価値の向上を図るため、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(一) 公共や民間のみどりとのネットワークの形成

(二) ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出

(三) 見通し等が確保された安全な空間の創出

(四) 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出

(五) 生物多様性の保全

(六) その他公開空地等の価値の向上に資するもの

(適用の範囲)

第 4 条 この指針は、事業者が、次の各号のいずれかの制度を活用して計画する公開空地等に適用する。

- (一) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 3 号の高度利用地区のうち法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業を伴うもの
- (二) 法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区
- (三) 法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の都市再生特別地区
- (四) 法第 12 条第 1 項第 4 号の市街地再開発事業
- (五) 法第 12 条の 5 第 3 項の再開発等促進区を定める地区計画
- (六) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の許可（知事の許可に限る。）
- (七) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定による特定行政庁の許可（知事の許可に限る。）

（協議）

第 5 条 事業者は、前条に該当する公開空地等を計画する場合は、別に定める「公開空地等のみどりづくり指針に関する手引」に基づき作成する「みどりの計画書」により協議するものとする。

附 則

この指針は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（29 都市政緑第 631 号）

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。